

令和8年度第1回港区労働報酬等審議会次第

令和8年7月10日
午前10時～
港区役所4階庁議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 委員紹介
- 4 区長挨拶
- 5 議題
 - (1) 会長の選出について
 - (2) 職務代理者の指定について
 - (3) 諮問について
- 6 その他
 - (1) 港区公契約条例の概要について……………資料2
 - (2) 令和9年度労働報酬下限額の設定について……………資料3、資料4
 - (3) 今後のスケジュールについて……………資料5
- 7 閉会

【配付資料】

- | | |
|------|---|
| 資料1 | 港区労働報酬等審議会委員名簿 |
| 資料2 | 港区公契約条例の概要 |
| 資料3 | 令和9年度労働報酬下限額の設定について |
| 資料4 | 公的機関等における経済・物価見通しと賃金動向について |
| 資料5 | 令和8年度港区労働報酬等審議会スケジュール |
| 参考資料 | 港区公契約条例 |
| 参考資料 | 港区公契約条例施行規則 |
| 参考資料 | 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱 |

港区労働報酬等審議会委員名簿

(令和8年7月10日)

氏名	所属等
わき な お こ 脇 奈穂子	(学識経験者) 港法曹会
み ひ ら か ず お 三平 和男	(学識経験者) 東京都社会保険労務士会 港支部
けんじょう え い こ 権丈 英子	(学識経験者) 大学教授(亜細亜大学)
しば た こう 柴田 光	(労働者団体関係者) 連合東京港地区協議会
ぬまぐち つよし 沼口 剛	(労働者団体関係者) 東京土建一般労働組合港支部
むろぞの たかあき 室園 孝明	(事業者団体関係者) 港区建設業防災協議会
よこた ひでお 横田 英雄	(事業者団体関係者) 港美化防災協議会

(敬称略)

港区公契約条例の概要

1 港区公契約条例制定までの背景

取組 労働環境確保策の要綱の制定

港区では、業務等の適正な執行及び安全かつ良質で安定的な公共サービスの確保を図ることを目的として、平成27年に「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」（以下「要綱」という。）を制定した。

これに基づき、平成28年度から締結する工事請負契約及び長期継続契約※を対象に、毎年、区内部で算出する独自の最低賃金水準額を適用するとともに、受注者に対し確認用資料の提出を求めるなど、賃金の支払いを含めた労働環境の確保に取り組んできた。

※長期継続契約とは、機器の借入れや庁舎の清掃・警備等、毎年度継続して必要となる契約について、例外的に複数年度(最大5年を超えない範囲)にわたり一括して締結する契約を言う。

見直し 長期継続契約への適正な価格転嫁の設定

長期継続契約において、契約期間全体の費用をあらかじめ見積もった上で契約を締結する従来の方式に対し、受注者から、昨今の急激な物価変動等を見込むことの困難性について指摘がなされている。

このため、港区では、これまでの運用の見直しを行い、令和7年度以降に新たに締結する契約について、契約期間中に一定の物価変動が生じた場合に、契約金額の見直しが可能となる仕組みを導入した。

課題 物価変動等の対応、対象契約の範囲の限定

近年の物価・賃金上昇や人手不足等の影響を背景として、区内企業の事業継続や公共サービスの質の維持及び安定的な提供を確保するためには、これまで以上に、公契約において社会情勢に則した労働報酬設定を含めた労働環境確保策の強化が求められている。

また、一部の事業者団体からは、要綱で対象としている長期継続契約以外への適用拡大を求める意見も寄せられていた。

対応 港区公契約条例の制定

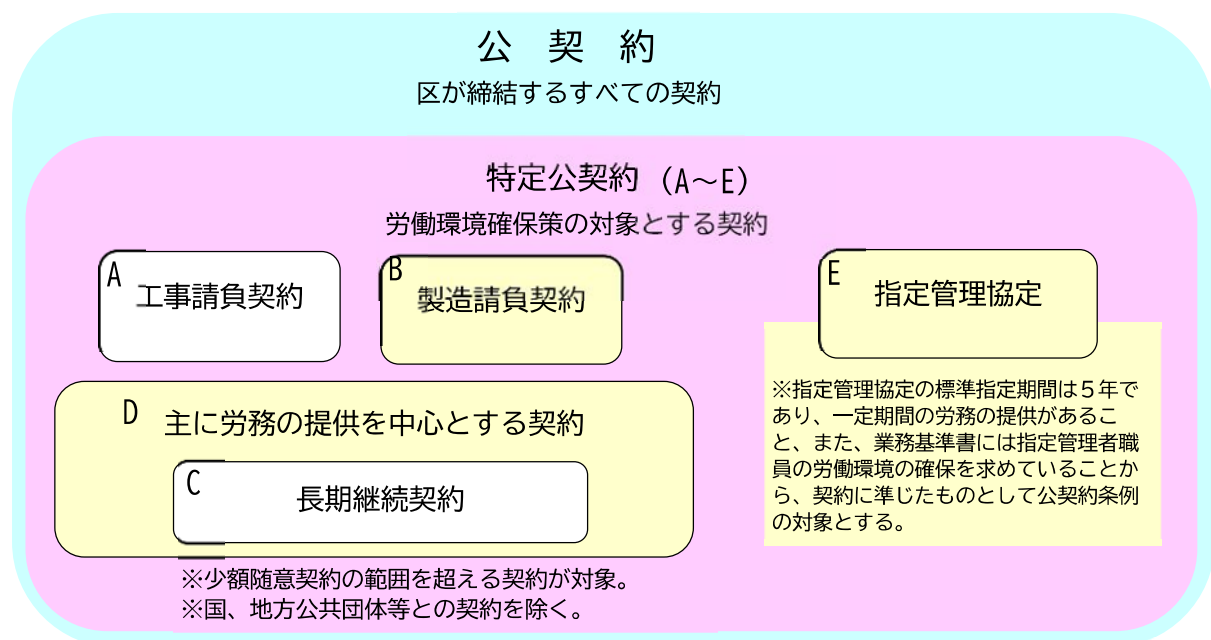
これらの状況を踏まえ、労働環境確保の取組をより一層強化するため、港区公契約条例（以下「条例」という。）を制定した。

2 要綱から条例への主な変更点

	内容	要綱	条例
1	契約範囲の拡大	①工事請負契約（A） （予定価格 200 万円超） ②長期継続契約（C）	①工事又は <u>製造</u> の請負契約（A, B） （予定価格 200 万円超） ② <u>業務委託契約</u> （D） （ <u>予定価格 100 万円超の区規則で定めるもの</u> ※ ² ） ③ <u>指定管理協定</u> ※ ³ （E）
2	外部委員等の意見聴取	記載なし	港区労働報酬等審議会を設置
3	労働報酬下限額の設定	独自に算出した最低賃金水準額を適用	同審議会では労働報酬下限額及び労働環境確保策について調査・審議
4	労働環境の取組強化 ① <u>特定労働者の申出</u> ※ ⁴ ②違反時の対応	①特定労働者の申出先は区長のみ ②契約解除、指名停止	①区長のほか、特定受注者及び特定受注関係者への申出も可能。 ②契約解除・指名停止の他、損害賠償、違約金及び事業者の公表
5	区内事業者の活用	記載なし	受注者による下請又は再委託時における区内事業者活用の努力義務を規定

※1 特定公契約とは

港区労働報酬等審議会では調査・審議を行い定める、労働報酬下限額の適用対象となる契約を言う。（根拠法令：港区公契約条例第2条第3号）



※黄色い網掛けは、条例で拡充した範囲

※2 区規則で定めるものとは

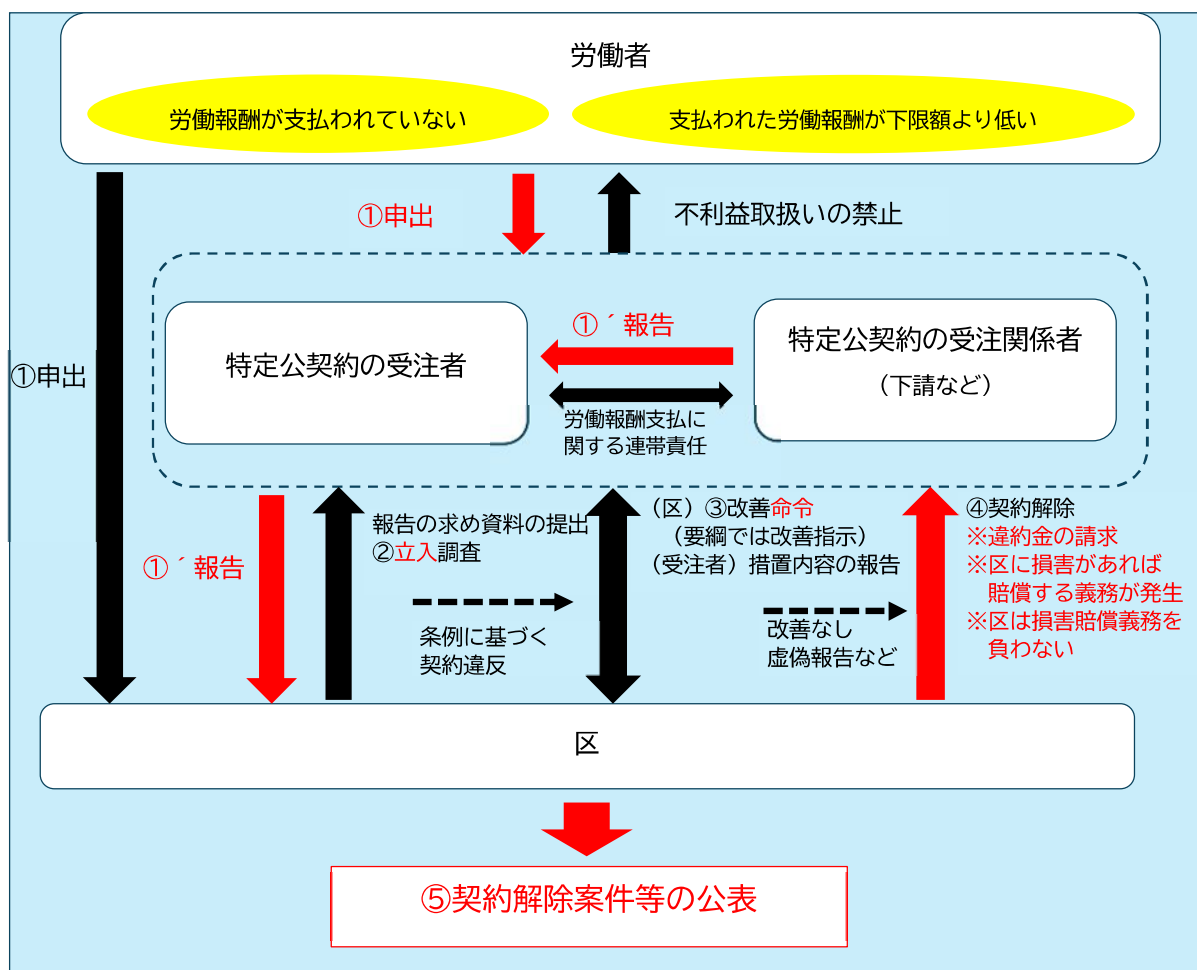
港区公契約条例施行規則第3条で定める契約（以下表のとおり）をいう。

①建物清掃業務	②用務業務
③庁舎等の設備運転管理業務	④自動車運行管理業務
⑤警備、受付及び施設運営業務	⑥高齢者支援に係る業務
⑦障害福祉サービスに係る業務	⑧学童クラブ、保育施設等の運営に係る業務
⑨給食調理業務	⑩情報システムの開発、改修、保守・運用支援等に係る業務
⑪調査委託、不動産鑑定等に係る業務	⑫建物設計、道路設計及び工事管理に係る業務
⑬検査業務	⑭映像、音声又は文字情報制作に係る業務
⑮道路貨物運送に係る業務	⑯道路、公園等の管理業務
⑰前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める契約	

※3 指定管理協定とは

地方自治法第244条の2第3項に基づき、議会の議決を経て指定した指定管理者と、施設の管理運営に関する事項（業務内容や責任分担等）について定めた協定であり、当該協定に基づき施設の運営を行っている。

※4 労働者からの申出があった際の対応フロー(要綱から追加する項目:赤字)



3 港区労働報酬等審議会について

港区労働報酬等審議会(以下「審議会」という。)は、条例に基づき設置される区長の付属機関であり、区の特定期間契約に従事する労働者への労働報酬下限額や労働環境の確保について、専門的かつ多角的な視点から調査・審議を行うことを目的としている。

行政のみで判断するのではなく、学識経験者、事業者や労働者の関係団体等の意見を反映させることで、制度の公正性・透明性を確保するとともに、実効性のある制度運用を図る。

4 先行している条例制定区との比較

条例の適用対象となる基準は、自治体ごとに独自に設定されている。

先行して条例制定している区においては、下記の表に示す予定価格以上の契約を対象としている。

他区においては、予定価格の基準を比較的高く設定し、対象となる契約範囲を限定している。港区では、より多くの契約を対象とすることで労働環境の確保に向けた取組を一層強化するため、対象契約の範囲について下記の基準額を設定している。

	工事・製造の請負契約	左記以外の区規則で定める契約 (業務委託契約等)	指定管理協定
千代田区	1 億円以上	2,000 万円以上	対象
新宿区	2,000 万円以上	1,000 万円以上	対象
文京区	1 億円以上	1,000 万円以上	対象
台東区	1 億円以上	1,000 万円以上	対象
墨田区	1 億円以上	2,000 万円以上	対象
品川区	1 億 8,000 万円以上	2,000 万円以上	対象
目黒区	5,000 万円以上	1,000 万円以上	対象
世田谷区	3,000 万円以上	2,000 万円以上	対象
渋谷区	1 億円以上	1,000 万円以上	対象
中野区	1 億 8,000 万円以上	1,000 万円以上	対象
杉並区	5,000 万円以上	1,000 万円以上	対象
豊島区	9,000 万円以上	1,000 万円以上	対象
北区	9,000 万円以上	2,000 万円以上	対象
足立区	1 億 8,000 万円以上	9,000 万円以上	対象
江戸川区	1 億 8,000 万円以上	4,000 万円以上	対象
荒川区※	1 億円以上	1,000 万円以上	対象
港区	200 万円超	100 万円超	対象

※荒川区は、令和9年度から適用

5 条例運用の周知策について

令和9年度の本格施行に向けて、区職員、事業者及び労働者の周知を行う。

(1) 区職員への周知

条例の適切な運用を図るためには、区職員一人ひとりが制度の趣旨や内容を十分に理解していることが不可欠である。労働者の適正な労働環境の確保を目的とするものであることから、各所管における個別判断に委ねるのではなく、条例及び施行規則に基づいた統一かつ適正な対応が求められる。

そのため、職員に対しても適宜、適正な運用について周知を図るほか、今年度10月頃に職員向けの研修を予定している。制度の背景や具体的運用方法について周知を徹底し、適切な予定価格の設定や履行状況の確認等が確実に行われるよう、理解の深化を図る。

(2) 事業者への周知

条例制定について、案内文を窓口へ掲示するほか契約書の引き渡し時に、事業者へ配布を行っている。今後の周知策として、今年度11、12月頃に説明会の開催を予定している。そのほか、制度の周知だけでなく、物価や賃金が上昇している状況を踏まえ、適切な予定価格の設定についても適宜周知を行う。

(3) 労働者への周知

労働者が公契約条例の情報に触れられるようにすることが重要であるため、スマートフォンでも区ホームページにアクセスできるようQRコードを付した周知カードの作成を検討している。

令和 9 年度労働報酬下限額の設定について

【労働報酬下限額の設定に関する条文】

労働報酬下限額の設定については、港区公契約条例(第 8 条第 1 号及び第 2 号)において、下記の事項及びその他の事情を勘案して労働報酬下限額を定めるものとしている。

1 工事又は製造の請負契約(200 万円を超えるもの)

農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

2 工事又は製造以外の契約(100 万円超の区規則で定めるもの)、指定管理協定

- (1) 最低賃金法第九条第一項に規定する地域別最低賃金
- (2) 公共職業安定所が公表する職種別の賃金等に係る統計
- (3) 上記のほか、公的機関が定める労働報酬下限額の決定に資する基準

1 工事又は製造の請負契約

港区では、これまで「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」(以下「要綱」という。)に基づく最低賃金水準額は、東京都における公共工事設計労務単価の 100 分の 92 を乗じ、8 で除した額とし、労働者等における適正な労働環境を確保してきた。

最低賃金水準額を上記の金額とした理由は、仮に公共工事設計労務単価をそのまま最低賃金水準額とした場合、受注者等が労働者等の技術や経験に応じた賃金差を設ける際、受注者等に負担がかかってしまうおそれがあるためである。

(1) 令和 8 年度における港区の労働報酬下限額(1 時間当たり)

	職 種	最低賃金水準額(円)		職 種	最低賃金水準額(円)
1	特殊作業員	3,531	27	普通船員	3,761
2	普通作業員	3,105	28	潜水士	6,061
3	軽作業員	2,151	29	潜水連絡員	4,393
4	造園工	3,186	30	潜水送気員	4,129
5	法面工	3,864	31	山林砂防工	3,738
6	とび工	3,807	32	軌道工	6,751
7	石工	3,807	33	型わく工	3,795
8	ブロック工	3,726	34	大工	3,519
9	電工	3,945	35	左官	3,887
10	鉄筋工	3,887	36	配管工	3,462
11	鉄骨工	3,427	37	はつり工	3,588
12	塗装工	4,198	38	防水工	4,393
13	溶接工	4,382	39	板金工	4,117
14	運転手(特殊)	3,577	40	タイル工	3,197
15	運転手(一般)	2,944	41	サッシ工	3,830
16	潜かん工	4,290	42	屋根ふき工	4,027
17	潜かん世話役	5,141	43	内装工	3,956
18	さく岩工	4,830	44	ガラス工	3,841
19	トンネル特殊工	4,347	45	建具工	3,384
20	トンネル作業員	3,692	46	ダクト工	3,462
21	トンネル世話役	4,922	47	保温工	3,289
22	橋りょう特殊工	4,221	48	建築ブロック工	3,488
23	橋りょう塗装工	4,198	49	設備機械工	3,220
24	橋りょう世話役	4,830	50	交通誘導警備員 A	2,358
25	土木一般世話役	3,956	51	交通誘導警備員 B	2,151
26	高級船員	4,566		見習い・手元	1,570

(2) 条例先行区の状況(15区)

先行している15区は、東京都の職種別公共工事設計労務単価から労働報酬下限額を設定しており、設定方法は以下表のとおりである。

なお、これまで港区では、見習い・手元等の労働者については、要綱で定める長期継続契約の「一般作業・一般事務」と同額に設定をしてきた。

	ア 熟練労働者・一人親方	イ 左記以外(見習い・手元の労働者等)
千代田区	90%	
新宿区	90%	「軽作業員」の70%→R7で廃止
文京区	90%	「軽作業員」の70%
台東区	90%	「軽作業員」の75%
墨田区	90%	「軽作業員」の70%
品川区	90%	「軽作業員」の70%
目黒区	90%	「軽作業員」の70%
世田谷区	85%	「軽作業員」の80%
渋谷区	90%	「軽作業員」の70%
中野区	90%	「軽作業員」の70%
杉並区	90%	「軽作業員」の70%
豊島区	90%	「軽作業員」の70%
北区	90%	「軽作業員」の70%
足立区	90%	「軽作業員」の70%
江戸川区	90%	「軽作業員」の70%

※千代田区・新宿区については、労働者等と見習い・手元等を分けて設定はしていない。

2 工事又は製造以外の契約及び指定管理協定

港区では、これまで要綱に基づき、東京都における民間の求人賃金の状況や春闘賃上げ率を踏まえ、毎年度、職種ごとに基準額の見直しを行ってきた。

また、指定管理施設においても当該要綱を準用し、要綱で定める職種に加え、独自に6種の最低賃金水準額を設定している。

(1) 港区の職種別最低賃金水準額推移（括弧内は前年度からの上昇率）

単位:円

範囲	職 種	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
工事又は製造以外の契約 (要綱で定めた契約)	一般作業・一般事務	1,100	1,120 (+1.8%)	1,160 (+3.6%)	1,180 (+1.7%)	1,360 (+15.3%)	1,570 (+15.4%)
	給食調理	1,100	1,120 (+1.8%)	1,160 (+3.6%)	1,180 (+1.7%)	1,360 (+15.3%)	1,570 (+15.4%)
	保 育 士	1,170	1,180 (+0.9%)	1,270 (+7.6%)	1,340 (+5.5%)	1,500 (+11.9%)	1,740 (+16.0%)
	看 護 師	1,380	1,380 (+0.0%)	1,460 (+5.8%)	1,510 (+3.4%)	1,700 (+12.6%)	2,000 (+17.6%)
	保 健 師	1,380	1,380 (+0.0%)	1,460 (+5.8%)	1,510 (+3.4%)	1,700 (+12.6%)	2,000 (+17.6%)
	栄 養 士	1,380	1,380 (+0.0%)	1,460 (+5.8%)	1,510 (+3.4%)	1,700 (+12.6%)	2,000 (+17.6%)
指定管理協定	心理判定員	2,000	2,000 (+0.0%)	2,000 (+0.0%)	2,000 (+0.0%)	2,200 (+10.0%)	2,530 (+15.0%)
	理学・作業療法士	2,000	2,000 (+0.0%)	2,000 (+0.0%)	2,000 (+0.0%)	2,200 (+10.0%)	2,530 (+15.0%)
	検査技師	1,380	1,380 (+0.0%)	1,460 (+5.8%)	1,510 (+3.4%)	1,700 (+12.6%)	2,530 (+48.8%)
	歯科衛生士	1,380	1,380 (+0.0%)	1,460 (+5.8%)	1,510 (+3.4%)	1,700 (+12.6%)	2,530 (+48.8%)
	診療放射線技師	1,380	1,380 (+0.0%)	1,460 (+5.8%)	1,510 (+3.4%)	1,700 (+12.6%)	2,530 (+48.8%)
	その他の職種	1,100	1,120 (+1.8%)	1,160 (+3.6%)	1,180 (+1.7%)	1,360 (+15.3%)	1,570 (+15.4%)
(参考) 東京都最低賃金		1,041	1,072 (+3.0%)	1,113 (+3.8%)	1,163 (+4.5%)	1,226 (+5.4%)	未定

なお、港区における区外に所在する指定管理施設においても、上記表の金額を適用してきた。

施設名称	所在地
箱根ニコニコ高原学園	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原502
大平台みなと荘	神奈川県足柄下郡箱根町大平台294

(2) 条例先行区の労働報酬下限額の状況 (15区)

	令和7年度	令和8年度	上昇率	備考
千代田区	1,335 円	1,465 円	9.7%	職種別に設定
新宿区	1,438 円	1,573 円	9.4%	
文京区	1,295 円	1,480 円	14.3%	
台東区	1,323 円	1,501 円	13.5%	
墨田区	1,349 円	1,486 円	10.2%	
品川区	-	1,500 円	-	令和8年度から適用
目黒区	1,298 円	1,496 円	15.3%	
世田谷区	1,460 円	1,610 円	10.3%	
渋谷区	1,426 円	1,601 円	12.3%	
中野区	1,380 円	1,510 円	9.4%	
杉並区	1,400 円	1,500 円	7.1%	
豊島区	-	1,500 円	-	令和8年度から適用
北区	1,368 円	1,496 円	9.4%	
足立区	1,350 円	1,483 円	9.9%	
江戸川区	1,350 円	1,480 円	9.6%	
荒川区	-	-	-	令和9年度から適用
平均	1,367 円※	1,512 円	10.80%※	

※品川区・豊島区は令和8年度、荒川区は令和9年度から労働報酬下限額設定のため、平均に含まない。

公的機関等における経済・物価見通しと賃金動向について

1 経済財政運営と改革の基本方針

(賃上げ環境整備)

2029年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年1%程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年1%程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム(社会通念)として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020年代に全国平均1,500円という高い目標(骨太方針2025³⁶)の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも2030年代前半できる限り早期に全国平均1,500円を達成する。

労働供給制約社会においては、賃上げは単なる分配ではなく、人材を惹き付け、消費の拡大を通じた生産性向上投資を促し、企業の行動変容を促進する「供給力強化」そのものであり、成長戦略の起点である。「強い経済」の実現には、「強い中堅・中小企業」が主役となって地域経済を牽引する必要がある。このため、『労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略』³⁷に基づき、100億企業や中堅企業から売上高1～10億円の企業と小規模事業者、ローカル・ゼブラ企業に至るまで、変革に挑む企業に対し、積極的かつ幅広い支援を行う。また、各種補助金・助成金や、業種横断的なサポート体制の充実及び活用促進により、「省力化投資促進プラン」³⁸を着実に実行するとともに、更なる充実・拡充を図り、「稼ぐ力」の強化と賃上げの好循環を実現する。

地域経済に与える影響が大きい官公需において、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」³⁹により、2027年度末までに、実勢価格を踏まえた予定価格の作成や低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の導入・適用等を100%実施する。また、価格基準の見直し、進捗状況の見える化や地方公共団体への伴走支援等も実施することで、価格転嫁・取引適正化を強力に推進する。

また、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針2025の記載も踏まえて対応する。

経済財政運営と改革の基本方針 2026(原案)から抜粋

2 日本銀行（日銀）における経済・物価の見通し

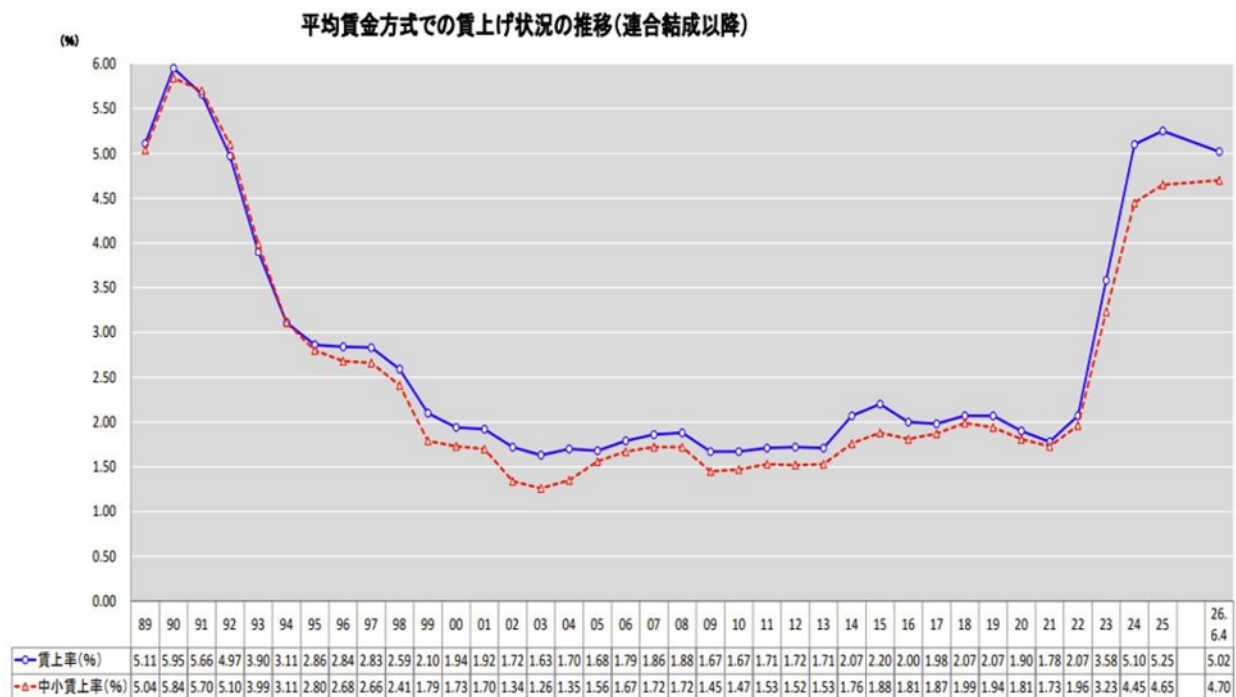
2026年4月の「経済・物価情勢の展望」では、原油価格上昇により当面は成長が鈍化するものの、景気は緩やかな成長を維持するとしている。その後は賃上げを背景に所得から支出への好循環が強まり、成長率は徐々に高まる見通しである。

物価は賃金と連動して上昇し、2%程度で推移すると見込まれる。一方で、中東情勢などにより景気下振れ・物価上振れのリスクがあるとしており、日本銀行は状況を踏まえつつ金融緩和の度合いを調整する方針としている。

3 春季生活闘争（春闘）

2026年の春闘は、実質賃金を持続的に上昇させ、「賃上げが当たり前となる社会（賃上げノルム）」の確立を目標としている。賃上げの流れを中小企業等にも波及させ、働く人の生活向上を目指し、消費拡大を伴う経済の好循環の実現を図ることとしている。

また、同連合が7月3日に発表した2026年の第7回回答の集計結果では、平均賃金方式で5.01%の賃上げとなり、2024年以降、3年連続で5%を超える高水準が続いている。



(注)1989～2025年のデータは、すべて6月末時点の最終集計結果。

春季生活闘争プレスリリースから抜粋

令和8年度港区労働報酬等審議会スケジュール

月	開催スケジュール等	備考
6月		
7月	第1回 審議会 7月10日（金）10：00～12：00 ・港区公契約条例の概要について ・公的機関等の経済・物価の見通し等について 【事務局】 令和9年度労働報酬下限額事務局案 全庁通知	7月3日 春闘結果公表 7月 骨太の方針 2026 閣議決定 第2回定例会
8月	第2回 審議会 8月28日（金）10：00～12：00 ・答申内容の審議（労働報酬下限額） ・港区公契約条例の手引き案の共有	東京地方最低賃金審議会の答申 参考：令和7年度8月7日 第3回定例会・決算特別委員会
9月		
10月	第3回 審議会 10月19日（金）13:30～15:30 ・答申内容の審議（労働報酬下限額）	特別区人事委員会勧告 参考：令和7年度10月14日
11月	第4回 審議会 11月16日（月）10：00～12：00 ・答申内容の確定 ・区長への答申 ↳ 【区長】 答申に基づき労働報酬下限額等を決定 ↳ 【事務局】 決定内容の全庁通知 ↳ 【各部署】 見積書の再取得	
12月		
1月	【事務局】 次年度契約に向けた準備行為	
2月		東京都の公共工事設計労務単価公表 第1回定例会・予算特別委員会
3月	【事務局】 令和9年度労働報酬等下限額 告示	
4月	令和9年度の労働報酬下限額 適用開始	

港区公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、港区（以下「区」という。）における公契約に関する基本的事項を定めることにより、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進するとともに、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民福祉の増進及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 公契約 区が発注し、締結する請負契約、業務委託契約、売買契約その他の契約及び区が締結する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）との公の施設の管理に関する協定（以下「指定管理協定」という。）をいう。

二 受注者 区と公契約を締結する者をいう。

三 特定公契約 次に掲げる公契約をいう。ただし、受注者が国、地方公共団体その他区長が必要と認める者である公契約を除く。

イ 工事又は製造の請負契約のうち予定価格が二百万円を超えるもの

ロ 工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち予定価格が百万円を超えるものであって、区規則で定めるもの

ハ 指定管理協定

四 特定受注者 区と特定公契約を締結する者をいう。

五 特定受注関係者 次に掲げる者をいう。

イ 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、区以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号ハに掲げる者を除く。）

ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業と

して、特定受注者又はイに掲げる者に労働者を派遣する者

六 特定労働者等 次に掲げる者をいう。

イ 特定受注者又は前号イに掲げる者に雇用され、専ら特定公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

ロ 前号ロに掲げる者が雇用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働者であって、専ら特定公契約に係る業務に従事するもの

ハ 特定受注者又は特定受注関係者との契約により特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うもの

七 労働報酬 特定公契約に係る労務の対価であって、次に掲げるものをいう。

イ 前号イ又はロに掲げる者がその雇用する者から得る賃金

ロ 前号ハに掲げる者が当該請負契約又は業務委託契約により得る収入
(基本方針)

第三条 区における公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

一 公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること。

二 公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること。

三 談合その他の不正行為を排除すること。

四 区内の事業者の受注機会の確保を図り、地域経済の活性化に資するよう努めること。

五 労働者等の適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備に配慮すること。

六 区と受注者との対等な関係に基づき公契約に係る制度を適正に運用すること。

（区の責務）

第四条 区は、前条の基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

2 区は、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備が図られるよう努めなければならない。

（受注者の責務）

第五条 受注者は、公契約を締結する者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、区が講ずる公契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件の確保及び向上その他の労働環境の整備に努めなければならない。

（区内の事業者の活用）

第六条 受注者は、公契約に係る業務の一部を他の事業者（第二条第六号ハに掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するよう努めなければならない。

（労働報酬下限額）

第七条 区は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が、特定労働者等（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第七条に規定する労働者を除く。次条第一項、第十条第一項、第十一条並びに別表三の項及び五の項から八の項までにおいて同じ。）に対し、区長が別に定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の額の労働報酬を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。この場合において、労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められているときにおける当該労働報酬の換算方法は、区規則で定める。

（労働報酬下限額の決定）

第八条 区長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

一 第二条第三号イに掲げる特定公契約に係る業務に従事する特定労働者等
農林水産省及び国土交通省が定める公共工事の工事費の積算に用いるための労
務の単価

二 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 次に掲げるもの

イ 最低賃金法第九条第一項に規定する地域別最低賃金

ロ 公共職業安定所が公表する職種別の賃金等に係る統計

ハ イ及びロに掲げるもののほか、公的機関が定める労働報酬下限額の決
定に資する基準

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第十六条
の港区労働報酬等審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(特定公契約に定める事項)

第九条 区は、特定公契約において、第七条第一項に規定するもののほか、別
表に掲げる事項を定めるものとする。

(特定労働者等の申出)

第十条 特定労働者等（特定労働者等であった者を含む。次条、第十二条第一
項及び別表六の項から八の項までにおいて同じ。）は、労働報酬が支払われる
べき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支
払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受
注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができる。

2 前項の規定により申出を受けた特定受注者は、その旨を速やかに区長に報
告しなければならない。

3 第一項の規定により申出を受けた特定受注関係者は、その旨を速やかに当
該契約に係る特定受注者に報告しなければならない。この場合において、当該
報告を受けた特定受注者は、その旨を速やかに区長に報告しなければならな
い。

(不利益取扱いの禁止)

第十一条 特定受注者及び特定受注関係者は、前条第一項の規定による申出が

あったときは、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

（報告及び立入調査）

第十二条 区長は、第十条第一項の規定による申出若しくは同条第二項若しくは第三項後段の規定による報告があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守の状況を確認するため必要があると認めるときは、特定受注者若しくは特定受注関係者に対し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に特定受注者若しくは特定受注関係者の事業所等へ立ち入らせ、特定労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（是正措置）

第十三条 区長は、前条第一項の規定による報告及び資料の提出並びに立入調査の結果、特定受注者及び特定受注関係者が第七条第一項又は第九条の規定による特定公契約の定めに違反していると認めるときは、特定受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 特定受注者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

（特定公契約の解除）

第十四条 区は、次のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除することができる。

一 特定受注者又は特定受注関係者が第十二条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料提出をし、又

は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした場合

二 特定受注者が前条第一項の規定による求めに従わなかった場合

三 特定受注者が前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

(公表)

第十五条 区長は、前条各号のいずれかに該当することにより特定公契約の解除をした場合又は特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者について同条各号のいずれかに該当していたことが判明した場合は、その旨を公表することができる。

(港区労働報酬等審議会)

第十六条 区長の付属機関として、港区労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項について、区長に意見を述べるものとする。

3 審議会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員七人以内をもって組織する。

一 学識経験を有する者 三人以内

二 労働者団体関係者 二人以内

三 事業者団体関係者 二人以内

4 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区規則で定める。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項、第八条及び第十六条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第七条、第九条から第十五条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に締結する請負契約及び業務委託契約並びに同日以後の日を地方自治法第二百四十四条の二第五項に規定する期間の始期とする指定管理者の指定に係る指定管理協定について適用する。

(経過措置)

3 令和八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に第十六条第三項の規定により委嘱される審議会の委員の任期は、同条第四項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

別表（第九条関係）

一 特定公契約に係る労働関係法令の遵守	特定受注者は、第二条第六号イ又はロに掲げる者に係る労働条件について、関係法令の規定を遵守しなければならないこと。
二 特定公契約に係る契約条件	特定受注者は、第二条第六号ハに掲げる者に業務の一部を請け負わせ、又は委託するときは、その条件を一の項の関係法令の趣旨を尊重したものとしなければならないこと。
三 労働報酬に係る特定受注者の連帯責任	特定受注者は、特定受注関係者が特定労働者等に対して労働報酬を支払わないとき又は支払った労働報酬の額が労働報酬下限額を下回るときは、当該特定労働者等に対し、当該特定受注関係者と連帯して、当該労働報酬に相当する額又はその差額に相当する額を支払わなければならないこと。
四 労働条件等の区への報告	特定受注者は、区規則で定めるところにより、特定労働者等に係る労働条件に関する事項を区長に報告しなければならないこと。

五 特定労働者等への周知	特定受注者は、労働報酬下限額その他の区規則で定める事項を作業所等の特定労働者等の見やすい場所に掲示し、又は特定労働者等に対し、当該事項を記載した書面を交付しなければならないこと。
六 特定労働者等の申出	特定労働者等は、第十条第一項の規定により、労働報酬が支払われるべき日において、支払われるべき当該労働報酬が支払われていない場合又は支払われた当該労働報酬の額が労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は特定受注者若しくは特定受注関係者にその事実を申し出ることができること。
七 特定労働者等から申出があった場合の報告	特定受注者は、第十条第一項の規定による申出及び同条第三項前段の規定による報告があった場合は、その旨を速やかに区長に報告するとともに、特定受注関係者に同項前段に基づく報告義務を遵守させること。
八 不利益取扱いの禁止	特定受注者は、第十条第一項の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該特定労働者等が当該申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
九 報告及び立入調査への対応	特定受注者は、第十二条第一項の規定による報告及び資料の提出の求め並びに立入調査に応じなければならないこと。
十 是正措置	特定受注者は、第十三条第一項の規定による区長の是正措置の求めがあったときは、速やかに当該違反の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならないこと。
十一 特定公契約の解除等	区は、第十四条各号のいずれかに該当する場合は、当該特定公契約を解除することができ、当該解除により特定受注者又は特定受注関係者に生じた損害を賠償する責任を負わないこと。
十二 損害賠償	特定受注者は、第十四条各号のいずれかに該当することにより特定公契約を解除した場合において、これにより区に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならないこと。

十三 特定公契約の解除に係る違約金	区は、第十四条各号のいずれかに該当することにより特定公契約を解除した場合は、特定受注者に対し違約金の支払を求めることができること。
十四 公表	区は、第十四条各号のいずれかに該当することにより特定公契約を解除した場合又は特定公契約の契約期間終了後に特定受注者若しくは特定受注関係者について同条各号のいずれかに該当していたことが判明した場合は、その旨を公表することができること。
十五 特定受注関係者と締結する契約	特定受注者は、特定受注者が特定受注関係者と契約を締結するときは、当該特定受注者が遵守すべき約定事項について、特定受注関係者が当該特定受注者に準じて当該約定事項を遵守することとなるよう、当該契約を締結する特定受注関係者との間で約定しなければならないこと。
十六 継続雇用	特定受注者は、継続性のある業務に関する特定公契約を締結するときは、当該業務に従事する者の雇用の安定並びに当該業務の質の維持及び継続性の確保に配慮し、当該特定公契約の締結前から当該業務に従事していた者のうち希望するものを雇用するよう努めること。

港区公契約条例施行規則

（趣旨）

第一条 この規則は、港区公契約条例（令和八年港区条例第五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（適用範囲）

第三条 条例第二条第三号ロの区規則で定めるものは、次に掲げる契約とする。

- 一 建物清掃業務に関する契約
- 二 用務業務に関する契約
- 三 庁舎等の設備運転管理業務に関する契約
- 四 自動車運行管理業務に関する契約
- 五 警備、受付及び施設運営業務に関する契約
- 六 高齢者支援に係る業務に関する契約
- 七 障害福祉サービスに係る業務に関する契約
- 八 学童クラブ、保育施設等の運営に係る業務に関する契約
- 九 給食調理業務に関する契約
- 十 情報システムの開発、改修、保守・運用支援等に係る業務に関する契約
- 十一 調査委託、不動産鑑定等に係る業務に関する契約
- 十二 建物設計、道路設計及び工事管理に係る業務に関する契約
- 十三 検査業務に関する契約
- 十四 映像、音声又は文字情報制作に係る業務に関する契約
- 十五 道路貨物運送に係る業務に関する契約
- 十六 道路、公園等の管理業務に関する契約

十七 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める契約

（特定公契約に該当することの周知）

第四条 区長は、締結しようとする契約が特定公契約に該当するときは、入札の公告、入札者の指名等の際に、当該契約が特定公契約であることを適切に周知するものとする。

（労働報酬の換算方法）

第五条 条例第七条第二項の規定により区規則で定める換算方法については、最低賃金法施行規則（昭和三十四年労働省令第十六号）第二条の規定を準用する。

（身分証明書）

第六条 条例第十二条第二項の身分を示す証明書は、身分証明書（第一号様式）とする。

（公表）

第七条 条例第十五条の規定による公表は、港区役所前掲示場及び総合支所前掲示場への掲示並びに港区ホームページへの掲載により行うものとする。

2 条例第十五条の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定公契約の件名及び締結の日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）

二 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

三 特定公契約を解除した場合にあっては、解除をした日及び解除の理由

四 特定公契約の契約期間の終了後に特定受注者又は特定受注関係者が条例第十四条各号のいずれかに該当していたことが判明した場合にあっては、その内容

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（審議会）

第八条 条例第十六条第一項に規定する港区労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第九条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席し、かつ、条例第十六条第三項各号に掲げる者がそれぞれ一人以上出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、審議会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 審議会の会議は、公開とする。ただし、審議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

6 審議会の庶務は、総務部契約管財課において処理する。

(労働条件等の報告)

第十条 条例別表四の項の規定による報告をしなければならない契約は、特定公契約のうち予定価格が千万円を超えるものとする。

2 条例別表四の項の規定により報告する事項は、次に掲げるものとし、特定受注者は、当該報告事項について、区長が指定する日までに区長に報告するものとする。

一 労働報酬下限額の遵守の状況

二 特定労働者等に対する労働報酬下限額の周知の状況

三 特定労働者等の労働環境確保策の実施に関する状況

四 労働関係法令及び約定事項の遵守の状況

五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに区長に報告しなければならない。

(特定労働者等への周知)

第十一条 条例別表五の項に規定する区規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 労働報酬下限額

二 労働報酬下限額の適用対象となる労働者等の範囲

三 条例別表三の項に規定する労働報酬に係る特定受注者の連帯責任に関する事項

四 特定労働者等が条例第十条の規定による申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないこと。

（委任）

第十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第五条、第八条及び第九条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

○港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱

平成27年12月28日

27港総契第2185号

(目的)

第1条 この要綱は、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号。以下「規則」という。）

第4条の2の規定により業務に従事する労働者等の労働環境を確保するために必要な措置を講ずべき契約を定めるとともに、当該契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進を図り、もって契約の適正な履行による良質な区民サービスの確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 受注者 港区（以下「区」という。）と契約を締結する者をいう。

(2) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から区が発注する契約に係る業務の一部を請け負う者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに規定する者へ区が発注する契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

(3) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら当該契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに規定する者との請負契約により区が発注する契約に係る業務に従事する者

(4) 賃金等 区が発注する契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号アに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号イに該当する者が当該請負契約により得る収入

(対象契約)

第3条 規則第4条の2の区長が定める契約は、次に掲げるものとする。

(1) 予定価格200万円を超える工事請負契約

(2) 長期継続契約として締結する業務委託契約

(労働関係法令遵守の徹底)

第4条 区長は、区が発注する契約の受注者及び受注関係者に対し、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令（以下これらを総称して「労働関係法令」という。）の遵守を徹底し、労働者等の良好な労働環境の確保を図るよう指示するものとする。

(最低賃金水準額)

第5条 受注者及び受注関係者が労働者等に支払うべき最低賃金水準額は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、毎年度4月1日を基準として当該各号の方法により算出する額とし、港区ホームページへの掲載により公表するものとする。

(1) 工事請負契約 農林水産省及び国土交通省が毎年度決定する職種別公共工事設計労務単価（東京都）に0.92を乗じた額を8で除し、小数点以下第一位を四捨五入した額

(2) 業務委託契約 公共職業安定所が地域ごとに公表している民間の職業別パートタイム求人賃金を勘案して算出し、別表の左欄に掲げる職種ごとに右欄に定める額

2 契約ごとに適用する最低賃金水準額は、当該契約締結日が属する年度の最低賃金水準額を適用するものとし、契約期間が複数年度となる場合についても、当該金額を適用するものとする。ただし、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に基づき定められる地域別最低賃金（以下「最低賃金」という。）の金額が最低賃金水準額を上回った場合は、最低賃金の金額を最低賃金水準額とする。

(労働環境の確認)

第6条 区長は、前2条の規定に対する受注者及び受注関係者の取組を確認するため、受注者に対し、契約締結後速やかに労働環境チェックシート（第1号様式）及び賃金給付状況シート（第2号様式）の提出を求めるものとする。

2 区は、受注者から労働環境チェックシート及び賃金給付状況シートの提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに適切に保管するものとする。

(労働者等からの申出)

第7条 区長は、第4条及び第5条の規定に違反する事実があった場合で、労働者等からその旨の申出があったときは、当該申出を受け付けるものとする。

(調査、改善の指示及び報告の聴取並びに指名停止等の措置)

第8条 区長は、第6条第2項の規定による確認及び前条の規定による申出の内容の確認の結果、必要があると認めるときは、受注者及び受注関係者に対し、区の職員又は専門家による調査並びに改善の指示及び報告の聴取を実施するものとする。

2 前項の規定による調査等の結果、重大な違反が発覚し、改善の指示後もなお改善されない場合は、区長は、当該契約を解除し、又は港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に定める指名停止の措置を講ずるものとする。

（契約に定める事項）

第9条 区長は、区が発注する契約において、次に掲げる事項を定めるとともに、当該事項を含む契約の条件について、広く周知するものとする。

（1） 受注者は、労働関係法令を遵守すること。

（2） 受注者は、第5条の規定により区長が定める最低賃金水準額以上の賃金等を給付すること。

（3） 受注者は、次に掲げる事項を業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならないこと。

ア 第5条の規定に基づき当該契約に適用することとなる最低賃金水準額

イ 第7条の規定による申出をする場合の申出先

（4） 受注者は、受注関係者分も含め、労働環境チェックシートを契約締結後速やかに提出すること。

（5） 受注者は、第7条の規定による申出を行った労働者等に対し、不利益な取扱いをしないこと。

（6） 受注者は、第8条第1項の規定により実施する調査を受け入れること。

（7） 受注者は、区が、前号の調査で改善を指示したときは、速やかに指示に従うこと。

（8） 受注者は、前各号に掲げるもののほか、業務の特性に応じた良好な労働者等の労働環境の確保に必要な対策を講ずること。

（9） 受注者は、契約の履行に違反したときは、その状況に応じ、区長が、契約解除又は指名停止若しくはその両方を措置することをあらかじめ了承すること。

（受注者の連帯責任）

第10条 下請契約又は再委託契約を締結する場合は、前条各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項を契約の条件とすることとする。

(1) 受注者は、受注者と下請事業者又は再委託契約の相手方間（二次以下の下請業者間等を含む。）において、前条に定める内容を遵守することについて、契約書等の書面にて、明確にすること。

(2) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の金額が最低賃金水準額に基づき算出する金額を下回ったときは、当該労働者等に対して、当該賃金等の金額と最低賃金水準額に基づき算出する金額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならないこと。

（継続雇用の要請）

第11条 区長は、労働者の雇用の安定並びに区が発注する契約に係る業務の質及び継続性の確保を図るため、第3条第2号に該当する契約の受注者に変更があった場合は、新たに当該契約を受注することとなった受注者に対し、当該契約の締結前に当該契約に係る業務に従事していた労働者を継続して雇用するよう要請するものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成27年12月28日から施行する。
- 2 この要綱は、平成28年4月1日以後に締結する契約について適用する。

付 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引による契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引による契約については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

職種	最低賃金水準額（１時間当たり）
一般作業・一般事務	１，１８０円
保育士	１，３４０円
給食調理	１，１８０円
看護師	１，５１０円
保健師	１，５１０円
栄養士	１，５１０円